

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 窓				各 出 遍			
別紙様式第2号（第25条第1項関係）				別紙様式第2号（第25条第1項関係）			
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表				第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表			
年 月 日 作成		住 所		年 月 日 作成		住 所	
年 月 日 備付		信用金庫名		年 月 日 備付		信用金庫名	
理 事 長 氏 名				理 事 長 氏 名			
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)		(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債				そ の 他 負 債	
		[略]				[同左]	
		<u>リ ー ス 負 債</u>				<u>リ ー ス 債 務</u>	
有 形 固 定 資 産		[略]		有 形 固 定 資 産		[同左]	
[略]		[略]		[同左]		[同左]	
<u>使 用 権 資 産</u>				<u>リ ー ス 資 産</u>			
[略]				[同左]			
無 形 固 定 資 産				無 形 固 定 資 産			
[略]				[同左]			
<u>使 用 権 資 産</u>				<u>リ ー ス 資 産</u>			
[略]				[同左]			
[略]		(純資産の部)		[同左]		(純資産の部)	
		[略]				[同左]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品に関する事項

① [略]

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) [同左]

① [同左]

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
 信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[15～26) 略]

[2. ～5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 略]

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第 期	（	年	月	日から	損益計算書
	）	年	月	日まで	
年 月 日	作成				住 所
年 月 日	備付				信用金庫名
					理 事 長 氏 名

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるも

[15～26) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 同左]

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

第 期	（	年	月	日から	損益計算書
	）	年	月	日まで	
年 月 日	作成				住 所
年 月 日	備付				信用金庫名
					理 事 長 氏 名

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～9. 同左]

[加える。]

のに限る。)

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ~14. [略]

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。15.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第4号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産 (単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略]							

[加える。]

10. ~12. [同左]

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第4号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左] (単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	償却累計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左]							

使用権資産							
[略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

[(2)~(7) 略]

2. [略]

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
 年 月 日 作成 住 所
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名
 理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産		その他負債	
[略]		[略]	
使用権資産		リース負債	
[略]		[略]	
無形固定資産			
[略]			
使用権資産			
[略]			
[略]		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

リース資産							
[同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

[(2)~(7) 同左]

2. [同左]

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
 年 月 日 作成 住 所
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名
 理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産		その他負債	
[同左]		[同左]	
リース資産		リース債務	
[同左]		[同左]	
無形固定資産			
[同左]			
リース資産			
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[(15)～(26) 略]

[2. ～5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属す

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(15)～(26) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属す

ることができる。

[7. ～9. 略]

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 損益計算書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

[表略]

（記載上の注意）

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. [略]

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。15.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る

ることができる。

[7. ～9. 同左]

別紙様式第7号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 損益計算書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

[同左]

（記載上の注意）

[1. ～9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ～12. [同左]

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合

暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第8号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却累 計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

[(2)~(7) 略]

2. [略]

別紙様式第10号（第25条第1項関係）

併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第8号（第25条第1項関係）

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期償 却額	期末帳簿 価額	減価償却 累計額	償却累 計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

[(2)~(7) 同左]

2. [同左]

別紙様式第10号（第25条第1項関係）

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
 年 月 日 作成 住 所
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名
 理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[略]		[略]	
使 用 権 資 産		リ ー ス 負 債	
[略]		[略]	
無 形 固 定 資 産		[略]	
[略]		(純 資 産 の 部)	
使 用 権 資 産		[略]	
[略]			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - [略]
 - 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ①～⑥ 略
 - [削る。]
 - ⑦～⑪ [略]
 - (3)・(4) 略
 - 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。) の時価等に関する事項及び金融商品 (リース負債、リース債権及びリース投

第 期 (年 月 日現在) 貸借対照表
 年 月 日 作成 住 所
 年 月 日 備付 信用金庫連合会名
 理 事 長 氏 名

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		リ ー ス 債 務	
[同左]		[同左]	
無 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]		[同左]	
リ ー ス 資 産		(純 資 産 の 部)	
[同左]		[同左]	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- [同左]
 - [同左]
 - [同左]
 - ①～⑥ 同左
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧～⑫ [同左]
 - (3)・(4) 同左
 - 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)~(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[(15)~(26) 略]

[2. ~5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「使用権資産」を除く。)に含めることができる。

[7. ~9. 略]

別紙様式第11号(第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 損益計算書
 (年 月 日まで)
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

[表略]

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)~(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(15)~(26) 同左]

[2. ~5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めることができる。

[7. ~9. 同左]

別紙様式第11号(第25条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 損益計算書
 (年 月 日まで)
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～14. [略]

15. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。15.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。15.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第12号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から ） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. 計算書類に関する事項

(記載上の注意)

[1. ～9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ～12. [同左]

13. 遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下13.において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下13.において同じ。）又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、繰越金（当期首残高）に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における吸収合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の繰越金（当期首残高）を区分表示すること。

別紙様式第12号（第25条第1項関係）

第 期 （ 年 月 日から ） 附属明細書
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 信用金庫連合会名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計率
有形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							%
[略]							
無形固定資産 [略] 使用権資産 [略]							
[略]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 略]

[(2)~(7) 略]

2. [略]

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(1) [同左]

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末帳 簿価額	減価償 却累計 額	償却 累計率
有形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							%
[同左]							
無形固定資産 [同左] リース資産 [同左]							
[同左]							

(記載上の注意)

[1. ~ 3. 同左]

[(2)~(7) 同左]

2. [同左]

別紙様式第13号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

[第1～第5 略]
(記載上の注意)
[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期(年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[11. ～15. 略]

第 2 貸 借 対 照 表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[略]		[略]	
		そ の 他 負 債	
		[略]	
		<u>リ ー ス 負 債</u>	
有 形 固 定 資 産		[略]	
[略]		[略]	

(理 事 長 氏 名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書
目 次

[第1～第5 同左]
(記載上の注意)
[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期(年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～9. 同左]

10. [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[11. ～15. 同左]

第 2 貸 借 対 照 表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
[同左]		[同左]	
		そ の 他 負 債	
		[同左]	
		<u>リ ー ス 債 務</u>	
有 形 固 定 資 産		[同左]	
[同左]		[同左]	

使用権資産 [略]			
無形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]			
資産の部合計		(純資産の部) [略]	
		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品に関する事項

① [略]

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

リース資産 [同左]			
無形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]			
資産の部合計		(純資産の部) [同左]	
		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) [同左]

① [同左]

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の6の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①から③までに掲げる事項の記載を要しない。

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

〔(7)～(13) 略〕

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

〔(15)～(26) 略〕

[2. ～5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 略]

の記載を要しない。

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

〔(7)～(13) 同左〕

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

〔(15)～(26) 同左〕

[2. ～5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 同左]

第 3 損 益 計 算 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

[表略]

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ~ 15. [略]

[第 4 ・ 第 5 略]

別紙様式第13号の2 (第131条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

第 3 損 益 計 算 書

第 期 (年 月 日から)
(年 月 日まで)

[同左]

(記載上の注意)

[1. ~ 9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ~ 13. [同左]

[第 4 ・ 第 5 同左]

別紙様式第13号の2 (第131条第2項関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

(信用金庫名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事長氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1. [略]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産			
[略]			
使用権資産			
[略]			
無形固定資産		(純資産の部)	
[略]		[略]	
使用権資産			
[略]			
[略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(理事長氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1. [同左]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産			
[同左]			
リース資産			
[同左]			
無形固定資産		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
リース資産			
[同左]			
[同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品に関する事項

① [略]

② 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。③において同じ。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げ

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) [同左]

① [同左]

② 金融商品の時価等に関する事項（簡便な計算により算出した時価に代わる金額について開示を行う場合には、その旨及び算定方法についても記載すること。）

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（金融商品取引法第27条において準用する同法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない信用金庫以外の信用金庫にあつては、当該事項を省略することができる。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の5の2第1項第3号ハに掲げる事項を省略した場合は、②に金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を記載すること。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

る事項について記載し、信用金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

〔13～(22) 略〕

〔2. ～4. 略〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・8. 略〕

3 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

〔表略〕

（記載上の注意）

〔1. ～5. 略〕

6. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

〔13～(22) 同左〕

〔2. ～4. 同左〕

5. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

〔7. ・8. 同左〕

3 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

〔同左〕

（記載上の注意）

〔1. ～5. 同左〕

〔加える。〕

7. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

8. ～10. [略]

4 [略]

別紙様式第14号（第131条第1項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（信用金庫連合会名）

（所 在 地）

年 月 日

殿

（信用金庫連合会名）

（理 事 長 氏 名 ）

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第6 略]

（記載上の注意）

[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[1. ～9. 略]

10. 有形固定資産

[表略]

（記載上の注意）

[加える。]

6. ～8. [同左]

4 [同左]

別紙様式第14号（第131条第1項関係）

（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（信用金庫連合会名）

（所 在 地）

年 月 日

殿

（信用金庫連合会名）

（理 事 長 氏 名 ）

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第6 同左]

（記載上の注意）

[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）

[1. ～9. 同左]

10. [同左]

[同左]

（記載上の注意）

[1.・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[11.～16. 略]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
		その他負債	
		[略]	
有形固定資産		リース負債	
[略]		[略]	
使用権資産		[略]	
[略]			
無形固定資産			
[略]			
使用権資産			
[略]			
[略]		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

[1.・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[11.～16. 同左]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
		その他負債	
		[同左]	
有形固定資産		リース債務	
[同左]		[同左]	
リース資産		[同左]	
[同左]			
無形固定資産			
[同左]			
リース資産			
[同左]			
[同左]		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑦～⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

[(15)～(26) 略]

[2. ～5. 略]

⑧～⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)～(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(15)～(26) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 略]

第 3 損 益 計 算 書

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. [略]

[第4～第6 略]

別紙様式第14号の2（第131条第2項関係）

（日本産業規格A4）

連 結 業 務 報 告 書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（信用金庫連合会名）

（所 在 地）

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[7. ～9. 同左]

第 3 損 益 計 算 書

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ～13. [同左]

[第4～第6 同左]

別紙様式第14号の2（第131条第2項関係）

（日本産業規格A4）

連 結 業 務 報 告 書

（ 年 月 日から
年 月 日まで）

（信用金庫連合会名）

（所 在 地）

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1. ~4. 略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産			
[略]			
<u>使用権資産</u>			
[略]			
無形固定資産			
[略]			
<u>使用権資産</u>		(純資産の部)	
[略]		[略]	
[略]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1. ~4. 同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産			
[同左]			
<u>リース資産</u>			
[同左]			
無形固定資産			
[同左]			
<u>リース資産</u>		(純資産の部)	
[同左]		[同左]	
[同左]			
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑥ 略]

[削る。]

⑦～⑫ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)～(11) 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

[(13)～(21) 略]

[2. ～5. 略]

6. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧～⑬ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

[(7)～(11) 同左]

(12) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(13)～(21) 同左]

[2. ～5. 同左]

6. 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし

、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

7. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

[8.・9. 略]

3 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
3 (年 月 日まで)

(記載上の注意)

[略]

(1) 連結損益計算書

[表略]

(記載上の注意)

[1.～6. 略]

7. 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

8. リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

9.～11. [略]

、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載する。

7. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めることができる。

[8.・9. 同左]

3 (年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
3 (年 月 日まで)

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1.～6. 同左]

[加える。]

[加える。]

7.～9. [同左]

[(2)・(3) 略]

[4・5 略]

別紙様式第15号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1. ～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～10. 略]

11. 有形固定資産

[表略]

(記載上の注意)

[1. ・2. 略]

3. 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場

[(2)・(3) 同左]

[4・5 同左]

別紙様式第15号 (第131条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏名)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

[1. ～10. 同左]

11. [同左]

[同左]

(記載上の注意)

[1. ・2. 同左]

3. 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場

合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[12. ~17. 略]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) [略]		(負債の部) [略]	
有形固定資産 [略]		その他負債 [略]	
使用権資産 [略]		リース負債 [略]	
無形固定資産 [略]			
使用権資産 [略]			
[略]		(純資産の部) [略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①~⑥ 略]

[削る。]

⑦~⑪ [略]

[(3)・(4) 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品 (リース負債を除く。)の時

合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に扱うものとする。

[12. ~17. 同左]

第 2 貸借対照表

第 期末 年 月 日現在 (信用金庫連合会名)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部) [同左]		(負債の部) [同左]	
有形固定資産 [同左]		その他負債 [同左]	
リース資産 [同左]		リース債務 [同左]	
無形固定資産 [同左]			
リース資産 [同左]			
[同左]		(純資産の部) [同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1. [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①~⑥ 同左]

⑦ リース取引の処理方法

⑧~⑫ [同左]

[(3)・(4) 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金

価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[(7)~(13) 略]

(14) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

信用金庫連合会が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、信用金庫連合会が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

[(15)~(26) 略]

[2. ~5. 略]

6. 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含め

融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

[(7)~(13) 同左]

(14) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項

[(15)~(26) 同左]

[2. ~5. 同左]

6. 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含め

ることができる。

[7. ～9. 略]

第 3 損 益 計 算 書

[表略]

(記載上の注意)

[1. ～9. 略]

10. 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

11. リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

12. ～15. [略]

[第4～第6 略]

ることができる。

[7. ～9. 同左]

第 3 損 益 計 算 書

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～9. 同左]

[加える。]

[加える。]

10. ～13. [同左]

[第4～第6 同左]